

APECジュニアフォーラム（仮称）事業企画運営業務について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成21年12月7日

2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会  
会長 西川 一誠

### 1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称

APECジュニアフォーラム（仮称）事業企画運営業務

(2) 公告業務の内容

本業務は、2010年に本県で開催される日本APECエネルギー大臣会合について、県民、特に中学生の理解を深め、意識を醸成するために開催する「APECジュニアフォーラム(仮称)」事業の企画および運営を行うものである。

(3) 履行期限

契約日～平成22年3月31日（水）を予定

### 2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、APECジュニアフォーラム（仮称）事業企画運営業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について会長の認定を受けた者とする。

(1) 企画提案書の提出期日までに受審資格を取得した者であること。

(2) 県内に本社を有すること。

(3) 福井県競争入札参加資格者名簿に「広告・宣伝類」で登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(5) 受審資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(6) 受審資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

### 3 受審資格の認定の申請手続き等

(1) 受審資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および部数

受審資格認定申請書等 1部

イ 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

ウ 提出期限

平成21年12月11日（金）午後5時まで（同日同時刻までに必着のこと。）  
（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部政策推進課APEC開催推進室内（県庁7階）

「2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会事務局」

TEL 0776-20-0258

FAX 0776-20-0623

E-mail : [apec@pref.fukui.lg.jp](mailto:apec@pref.fukui.lg.jp)

オ 提出資料の様式等

県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/seiki/2010apecenerugi.html> に掲載

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は平成21年12月14日（月）までに行う。

(3) 受審資格の認定の結果の通知

受審資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

4 説明会の開催

協議会は、提案しようとする者に対し、業務内容と契約までの手続き等を説明するため、平成21年12月10日（木）午前11時00分から説明会（場所：県庁6階604会議室）を開催する。

5 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、平成21年12月11日（金）午後5時までに、電子メールで文書を提出すること。質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

6 企画提案書の提出手続き

(1) 提出書類および提出部数

ア 企画提案書	} 1部、写し9部
イ 業務の実施体制	
ウ 経費見積書	

エ プレゼンテーション用資料（プレゼンテーションの際に使用する場合のみ） 10部

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

(3) 提出期限

平成21年12月21日(月)午後5時まで(当日同時刻までに必着のこと。)

(日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所

3(1)エに同じ。

(5) 提出資料の様式等

3(1)オに同じ。

7 審査委員会および契約先候補者の選考等

(1) プレゼンテーションの実施

契約先候補者の選定は、提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。

(2) 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。

なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

8 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) その他、不明な点については、2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会事務局(TEL:0776-20-0258)に照会すること。